

京都市教育長訓令甲第1号  
事務局  
学校  
幼稚園  
教育機関

京都市立学校長事務引継に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年11月17日

京都市教育長 稲田 新吾

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「14日以内」を「速やか」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特別の事情があると認めるときは、その都度定める期日に事務引継を行うことがある。

第3条第1項を次のように改める。

事務引継は、前任者が次に掲げる書類（電磁的記録を含む。）を後任者に示すことにより行うものとする。

(1) 前任者が作成する学校運営上の懸案事項の概要及びその他の必要事項について記載した文書（別記様式）

(2) 別に定める書類及び台帳

第3条第2項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、「を省略し」を「のうえ」に改め、「ことができる」を削り、同条第3項中「その旨」を「その旨を」に改める。

第5条第1項中「提出書類」を「報告書（電磁的記録を含む。以下同じ。）」に改める。

第6条を次のように改める。

（報告書）

第6条 事務引継完了後、直ちに、事務引継の結果を記載した報告書を作成し、別に定めるところにより、当該報告書の提出等をしなければならない。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）